放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第七号中「被爆」を「被ばく」に改める。

第十三条第二項中「放射線医薬品」を「放射性医薬品」に改める。

別表第一中「ラドン222（$^{222}$Rn）、その化合物及びそれらの製剤」を「ラドン222（$^{222}$Rn）、その化合物及びラジウム223（$^{223}$Ra）の化合物及びそれらの製剤」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○農林水産省令第十八号**

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日　農林水産大臣　森山　**裕**

農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農地法施行規則の一部改正）

**第一条**　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「構成員」を「者」に改める。

第十条第二項第二号中「除く」の下に「。第十九条第二項第一号において同じ」を加え、同項第四号中「、承認会社（」及び「。以下「投資円滑化法」という。」を削り、「をいう。以下同じ。」であつて投資円滑化法第十条の規定の適用を受けるものを構成員とする」を「（以下「承認会社」という。）が構成員となつている」に改める。

第十一条第一項第六号ト中「であつて投資円滑化法第十条の規定の適用を受けるもの」を削る。

第十五条第六号中「で、同法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたもの」を「（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）」に改め、同条第七号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「同項第八号」を「同項第三号」に、「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に、「電線又は」を「電線を設置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業者が」に改め、同条に次の一号を加える。

十三　独立行政法人水資源機構が水路を設置するため民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合

第十九条第二項第一号中「定款」の下に「又は寄附行為」を加える。

第二十条及び第二十一条中「第三条の三第一項」を「第三条の三」に改める。

第三十二条中「四十日」の下に「（同条第四項又は第五項の規定により都道府県機構の意見を聴くときは、八十日）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、同条第三項の規定により農業委員会が当該申請書に同条第一項の許可をすることが相当であるとする内容の意見を付そうとする場合において都道府県機構が当該許可をしないことが相当であるとする内容の意見を述べたときその他の特段の事情がある場合は、この限りでない。

第三十七条第一号中「事業」の下に「（太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。）」を加える。

第四十七条第五号ヌ中「第四条第六項第三号」を「第四条第二項第三号」に改め、同号ツ中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改める。

第五十七条第五号ツ中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改める。

第五十七条の四中「四十日」の下に「（法第五条第三項において準用する法第四条第四項又は第五項の規定により都道府県機構の意見を聴くときは、八十日）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第五条第三項において準用する法第四条第三項の規定により農業委員会が当該申請書に法第五条第一項の許可をすることが相当であるとする内容の意見を付そうとする場合において都道府県機構が当該許可をしないことが相当であるとする内容の意見を述べたときその他の特段の事情がある場合は、この限りでない。

第五十八条第二項第三号及び第五十九条第九号中「であつて投資円滑化法第十条の規定の適用を受けるもの」を削る。

第八十六条中「法第四十三条第二項」を「同条第二項」に改める。

第百四条第一項第二号中「第五十二条の二第一号」を「第五十二条の二第一項第一号」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「温室」の下に「（床面がコンクリート敷のものを含む。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）」を加え、同条に次の一号を加える。

五　農用地又は前各号に掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所

第四条の四第一項第二十三号及び第三十七条第二十七号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条中農業振興地域の整備に関する法律施行規則第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

**○農林水産省令第十九号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日　農林水産大臣　森山　**裕**

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号ロ(7)中「承認会社（」及び「。以下「投資円滑化法」という。」を削り、「をいう。以下同じ。）であつて投資円滑化法第十条の規定の適用を受けるもの」を「（第五号において「承認会社」という。）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「であつて投資円滑化法第十条の規定の適用を受けるもの」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。